

第21期 定時株主総会 招集ご通知

(証券コード 6173)

日時

平成28年5月27日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております）

場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

招集ご通知 （添付書類）	P 1
事業報告	P 2
計算書類	P15
監査報告書 （株主総会参考書類）	P18
第1号議案 剰余金の処分の件	P20
第2号議案 定款一部変更の件	P21

株式会社アクアライン



証券コード 6173

平成28年5月12日

株 主 各 位

広島市中区上八丁堀8番8号
株式会社アqualine
代表取締役社長 大 垣 内 剛

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング1階「プラザホール」

（会場が昨年と異なっておりますので末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第21期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集通知に際しまして提出すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aqualine.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aqualine.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年 3 月 1 日から
平成28年 2 月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が続いております。一方で、個人消費の回復の遅れ、中国をはじめとしたアジア新興国経済の景気下振れ、為替相場の変動、マイナス金利の導入による心理的影響等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く経営環境におきましては、水まわりの修理、メンテナンス及びリフォーム市場全体については、住宅の長寿命化等を背景に需要は徐々に高まっております。

このような外部環境のもと、当社は、新規業務提携先の増加や既存の業務提携先との関係強化による受注拡大、従業員の採用と教育による営業力強化を図り、特に従業員の採用については、良好でありました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,699,543千円（前期比12.6%増）、営業利益は、ガソリン価格の下落や仕入価格の見直し等による売上原価率低下により329,893千円（前期比49.9%増）、経常利益312,122千円（前期比44.4%増）、当期純利益195,158千円（前期比200.1%増）となりました。

各事業部門の状況は次のとおりであります。

・水まわり緊急修理サービス事業

業務提携先との関係強化や新規提携先の増加、現場のサービススタッフの人員数増加により施工件数が順調に増加しました。また、自社広告の反響が引き続き堅調であり広告費の抑制に繋がりました。

以上の結果、当事業の売上高は3,497,580千円（前期比12.5%増）となりました。

招集
と
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

・その他の事業

学校・ホテル等を納品先とするミネラルウォーターのプライベート商品販売は、大学を中心とした新規クライアントの獲得により堅調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は201,963千円（前期比15.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は97,292千円であり、その主なものは、営業用車両の取得82,409千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成27年8月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により345,000千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成25年2月期)	第 19 期 (平成26年2月期)	第 20 期 (平成27年2月期)	第 21 期 (当事業年度) (平成28年2月期)
売 上 高 (千円)	2,535,047	2,987,298	3,285,270	3,699,543
経 常 利 益 (千円)	58,184	152,691	216,125	312,122
当 期 純 利 益 (千円)	33,308	70,532	65,032	195,158
1 株当たり当期純利益 (円)	20.82	44.08	40.65	110.33
総 資 産 (千円)	727,225	922,987	1,095,439	1,575,000
純 資 産 (千円)	84,235	153,168	215,000	753,239
1 株当たり純資産額 (円)	52.65	95.73	134.38	391.50

(注) 当社は、平成27年5月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長大垣内剛であります。当社は、金融機関借入に対して親会社等より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等の上記イ. の取引について、親会社等に対し保証料の支払いが行っていないことから、当社取締役としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

主要事業である水まわり緊急修理サービス事業においては、「修理業」ではなく「サービス業」として自らを位置づけ、サービススタッフを正社員で雇用することにより、研修の充実、教育の徹底、人員確保に注力し、他社との差別化を図ってまいりました。今後も、時代と共に変化する、お客様のニーズに対応できるよう、個々のサービススタッフの技術力及びサービス品質並びに営業力の向上に努め、より良いサービスの提供により、お客様の信頼を高められるよう努めます。

また、法令及び社会的規範の遵守、商品の安全性並びに施工品質管理体制等、企業の社会的責任にお客様の厳しい目が向けられている中、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進・強化に取り組んでまいります。

① コスト競争力の強化

資材調達から販売にいたる全ての部門において、業務手順及びシステム機能の見直しや間接業務の合理化に取り組み、コスト競争力の強化に努めてまいります。

② 第2軸のストックビジネス強化による収益安定化

当社では、主要事業の水まわり緊急修理サービス事業がスポットビジネスであるのに対し、第2軸の事業として開始したウォーターディスペンサーの取り扱い及びミネラルウォーター販売は、クライアント数や契約数を蓄積するストックビジネスとして事業を拡大しており、これにより、収益安定化を目指しております。ミネラルウォーターの販売については、大学を中心にクライアント数を伸ばしておりますが、今後は、東京オリンピック開催や外国人旅行客の増加を受けて急増中の新設ホテルや、医療法人、薬局等、販売チャネルの多様化に努めてまいります。

③ 人材の確保・育成

水まわり緊急修理サービス事業の継続的な拡大には、サービススタッフの人員増加が必要不可欠であるため、当社は中期事業計画の人員計画に基づき計画的な採用を行っております。また、お客様のニーズに的確に対応するためには、関連する技術・技能を有した優秀な人材を常時確保しておく必要があります。そのため、入社後は従業員の技術研修・サービスマナー教育を定期的 to 実施し、人材の育成に注力してまいります。これらの研修を通して、サービススタッフ一人一人が仕事にやりがいを感じられるような教育を行うと共に、キャリアアップの機会の提供及び職場環境の整備に力を入れることにより、定着を促す方針であります。

④ 事業領域の拡大

今後の事業展開を加速させ、事業領域を拡大するために、国内外におけるM&Aによる小規模事業者の買収や、事業シナジーの創出を目的としたアライアンスの締結を事業展開の選択肢の一つとして考えております。なお、M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施し、様々な角度から検討を行います。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても経営の意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

事業区分	事業内容
水まわり緊急修理サービス事業	給排水・衛生設備に係る緊急修理・保守サービス

(6) 主要な営業所（平成28年2月29日現在）

本社	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
東京支社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
大阪事務所	大阪府大阪市北区豊崎三丁目19番3号

(7) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
266名	35名増	36.1歳	2.8年

(注) 上記にはパート従業員数が含まれております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	56,337千円
株式会社みずほ銀行	41,900
広島信用金庫	38,903

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年8月31日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場しました。

2. 株式の状況（平成28年2月29日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,400,000株

(2) 発行済株式の総数 1,924,000株

(3) 株主数 937名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 垣 内 剛	1,102,000株	57.3%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	100,700	5.2
ア ク ア ラ イ ン 従 業 員 持 株 会	78,600	4.1
大 垣 内 好 江	45,000	2.3
株 式 会 社 ポ イ ン ト ラ グ	33,300	1.7
有 限 会 社 ヒ ロ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	33,300	1.7
金 子 好 之	30,900	1.6
株 式 会 社 S B I 証 券	27,200	1.4
船 橋 憲 敏	20,000	1.0
池 谷 誠 一	20,000	1.0

(注) 自己株式は所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成27年5月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,584,000株増加し、1,600,000株となっております。また、同日付で定款を変更し、発行可能株式総数は6,328,000株増加し、6,400,000株となっております。
- ② 平成27年6月24日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が24,000株増加しております。また、平成27年8月28日を払込期日とする公募増資により発行済株式の総数が300,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	800個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 80,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個当たり 12,000円 (1 株当たり 120円)
権 利 行 使 期 間	平成20年 2 月 1 日から 平成30年 1 月31日まで
行 使 の 条 件	(注) 1、2、3
役 員 の 保 有 状 況	取締役 1 名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること、もしくは当社取引先であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の相続はこれを認めない。
3. その他権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 平成27年5月29日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年2月29日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 垣 内 剛	
常 務 取 締 役	大 垣 内 好 江	管理本部長
取 締 役	磯 嶋 和 彦	営業本部長
取 締 役	谷 上 淳 子	営業部長
取 締 役	馬 場 正 信	株式会社恒信サービス代表取締役
常 勤 監 査 役	大 江 隆	
監 査 役	石 井 睦 子	株式会社いしい事務所代表取締役
監 査 役	小 野 博	

- (注) 1. 取締役馬場正信氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び監査役小野博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石井睦子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役馬場正信氏、常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び小野博氏を東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	82,860千円 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,640 (9,640)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	92,500 (12,040)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年5月29日開催の第15期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第14期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役馬場正信氏は、株式会社恒信サービスの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石井睦子氏は、株式会社いしい事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 馬場正信	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
常勤監査役 大江隆	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役 石井睦子	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役 小野博	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、また監査役会17回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役馬場正信氏及び監査役石井睦子氏並びに監査役小野博氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外のコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
- ② 社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
- ③ 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
- ④ コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内に相談窓口を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
- ② 取締役および監査役は常時上記の文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析および評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析および評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

(5) 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

(7) 当社および関係会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況および、内部体制に関する報告を行う。
- ② 当社および関係会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社および関係会社の取締役および使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- ④ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人の説明を求めることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- ② 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議しております「内部統制システムの構築に関する基本方針」をもとに取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。内部統制委員会において、経営上のリスクを抽出したうえで、必要に応じて社内規定等の見直しを行うことにより、適切な内部統制システムの運用を図っております。さらに内部監査部がその運用状況を随時モニタリングしており、その結果を内部統制委員会へ報告することで、より適切な内部統制システムの運用を行っております。

なお、当事業年度において、インサイダー取引防止のための教育及び個人情報に関する教育を重点的に行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。業績等を見極めたうえで配当することとしているため、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、今後については経営成績や財務状況等を勘案しつつ配当の可否を決定する方針であります。

貸 借 対 照 表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,303,165	流 動 負 債	617,737
現 金 及 び 預 金	927,263	買 掛 金	55,179
売 掛 金	121,700	一年内返済予定借入金	93,320
商 品 及 び 製 品	8,322	リ ー ス 債 務	50,510
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	98,663	未 払 金	232,792
前 渡 金	8,225	未 払 費 用	2,344
前 払 費 用	119,872	未 払 法 人 税 等	101,158
繰 延 税 金 資 産	9,627	未 払 消 費 税 等	39,123
そ の 他	13,215	預 り 金	42,958
貸 倒 引 当 金	△3,724	工 事 補 償 引 当 金	349
固 定 資 産	271,835	固 定 負 債	204,023
有 形 固 定 資 産	196,953	長 期 借 入 金	80,306
建 物	12,200	リ ー ス 債 務	119,191
車 両 運 搬 具	7,112	そ の 他	4,525
工具、器具及び備品	12,265		
リ ー ス 資 産	165,375	負 債 合 計	821,761
無 形 固 定 資 産	7,414	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	238	株 主 資 本	753,239
ソ フ ト ウ エ ア	3,792	資 本 金	253,940
電 話 加 入 権	3,384	資 本 剰 余 金	173,940
投 資 そ の 他 の 資 産	67,466	資 本 準 備 金	173,940
投 資 有 価 証 券	1,316	利 益 剰 余 金	325,359
出 資 金	170	利 益 準 備 金	960
長 期 貸 付 金	39,988	そ の 他 利 益 剰 余 金	324,399
破 産 更 生 債 権 等	7,498	繰 越 利 益 剰 余 金	324,399
長 期 前 払 費 用	25,319	純 資 産 合 計	753,239
繰 延 税 金 資 産	687	負 債 純 資 産 合 計	1,575,000
差 入 保 証 金	40,620		
そ の 他	1,204		
貸 倒 引 当 金	△49,337		
資 産 合 計	1,575,000		

損 益 計 算 書

(平成27年 3 月 1 日から)
(平成28年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,699,543
売 上 原 価		1,943,245
売 上 総 利 益		1,756,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,426,404
営 業 利 益		329,893
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	144	
受 取 配 当 金	6	
受 取 賃 貸 料	505	
保 険 差 益	540	
リ ー ス 解 約 益	1,496	
そ の 他	748	3,440
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,698	
株 式 交 付 費	9,469	
為 替 差 損	1,811	
支 払 補 償 費	2,195	
そ の 他	2,036	21,211
経 常 利 益		312,122
特 別 利 益		
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 益	22	22
固 定 資 産 除 却 損	9	9
税 引 前 当 期 純 利 益		312,135
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		123,090
法 人 税 等 調 整 額		△6,114
当 期 純 利 益		195,158

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(平成27年 3 月 1 日から
平成28年 2 月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	80,000	－	－	480	134,520	135,000	215,000	215,000
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	172,500	172,500	172,500	－	－	－	345,000	345,000
新株の発行（新株予 約 権 の 行 使 ）	1,440	1,440	1,440	－	－	－	2,880	2,880
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△4,800	△4,800	△4,800	△4,800
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	－	－	－	480	△480	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	195,158	195,158	195,158	195,158
当 期 変 動 額 合 計	173,940	173,940	173,940	480	189,878	190,358	538,238	538,238
当 期 末 残 高	253,940	173,940	173,940	960	324,399	325,359	753,239	753,239

独立監査人の監査報告書

平成28年 4月18日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクアラインの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月20日

株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン	監 査 役 会
常勤監査役 (社外監査役)	大 江 隆 ㊞
社外監査役	石 井 睦 子 ㊞
社外監査役	小 野 博 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を基本方針としながら、経営成績や財務状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円（普通配当8円・設立20周年記念配当2円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は19,240,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月30日といたしたいと存じます。

招集
と
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）に定める書類の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
1. ～14. (条文省略)	1. ～14. (現行どおり)
15. 株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示すべ き事項に係る情報を、法務省令に定めるところに 従い、インターネットを利用する方法で開示する ことができ、株主に提供したものとみなすことが できる。	15. 株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、 <u>計算書類及び連結計算書類</u> に 記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従い、インターネットを利用す る方法で開示することができ、株主に提供したも のとなすことができる。
16. ～47. (条文省略)	16. ～47. (現行どおり)

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」



交通 東京メトロ 銀座線

「虎ノ門駅」下車 11番出口より徒歩約2分

東京メトロ 千代田線・日比谷線・丸ノ内線

「霞が関駅」下車 A13番出口より徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。